



2023年1月11日

各位

会社名 日本和装ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 道面 義雄
(コード番号：2499 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理本部長 鶴野 尚史
(TEL. 03-5843-0097)

**コーポレート・ガバナンスの充実及び少数株主の利益の保護に係る方針の策定
並びに特別委員会の設置に関するお知らせ**

当社は、2023年1月11日開催の取締役会において、コーポレート・ガバナンスの充実及び少数株主の利益の保護に係る方針の策定並びに特別委員会の設置を決議しましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. コーポレート・ガバナンスの充実及び少数株主の利益の保護に係る方針の策定について

(1) 方針策定の目的

コーポレートガバナンス・コードの各種原則に基づき、当社グループの経営に関する公正性・透明性・客観性を確保することでコーポレート・ガバナンスの充実を図り、もって、当社グループの少数株主の利益を適切に保護し、投資家の信頼を確保することを目的としてこの方針を定めます。

(2) 方針の内容

詳細は「別紙」をご覧ください。

2. 特別委員会の設置について

(1) 特別委員会設置の目的

当社と支配株主若しくは主要株主との取引又は支配株主若しくは主要株主が関係する関連当事者取引において、少数株主の利益を保護するため、支配株主又は主要株主との利益相反リスクについて適切に監視・監督しコーポレート・ガバナンスの充実を図るためです。

(2) 特別委員会の役割

特別委員会は、取締役会の諮問に応じて以下を審議し、取締役会に対して答申します。

- ① 支配株主又は主要株主との取引
- ② 支配株主又は主要株主が関係する関連当事者取引
- ③ 取締役候補者の選任
- ④ その他、前各号以外の事項で、取締役会より諮問を受けた事項

(3) 特別委員会の構成

特別委員会の委員は、社外取締役及び社外監査役で構成し、必要に応じて社外取締役及び社外監査役以外の独立性を有する者を委員として選定します。

(4) 設置日

2023年1月11日

以上

コーポレート・ガバナンスの充実及び少数株主の利益の保護に係る方針

当社グループは、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則1」、「基本原則4」、「原則4-7」、「原則4-8」及び「原則4-10」に基づき、当社グループの経営に関する公正性・透明性・客観性を確保することでコーポレート・ガバナンスの充実を図り、もって、当社グループの少数株主の利益を適切に保護し、投資家の信頼を確保することを目的としてこの方針を定めます。

1. 当社グループの取締役は、当社グループの株主共同の利益に配慮し、少数株主の利益を保護する義務を負うことをここに確認する。
2. 当社は、当社が支配株主若しくは主要株主との取引又は支配株主若しくは主要株主が関係する関連当事者取引を行おうとする場合には、取締役会決議の前に、当該取引の合理性（事業上の必要性）及び取引条件の妥当性について、社外取締役及び社外監査役等で構成される特別委員会に諮問し、合理性及び妥当性のいずれも認められる旨の答申を得なければ、当該取引について承認可決しないものとする。なお、支配株主若しくは主要株主が取締役又は理事等に就任している法人・団体等と当社との取引についても同様とする。
3. 当社は、コーポレートガバナンス・コードの補充原則4-8③に基づき、半数以上の取締役が、支配株主及び創業者からの独立性を有する独立社外取締役である状態を維持するものとする。
4. 当社は、以下のルールを遵守して独立社外取締役候補者を選定するものとする。
 - ・ 支配株主若しくは創業者の2親等以内の親族又は支配株主若しくは創業者から紹介又は推薦を受けた者は、独立社外取締役候補者として選定しない。
 - ・ 当社グループに属する企業の主要な取引先又はその業務執行者は、独立社外取締役候補者として選定しない。
5. 当社は、取締役候補者を選定する際は、社外取締役及び社外監査役等で構成される特別委員会に諮問し、特別委員会による答申内容を最大限尊重するものとする。

2023年1月11日制定